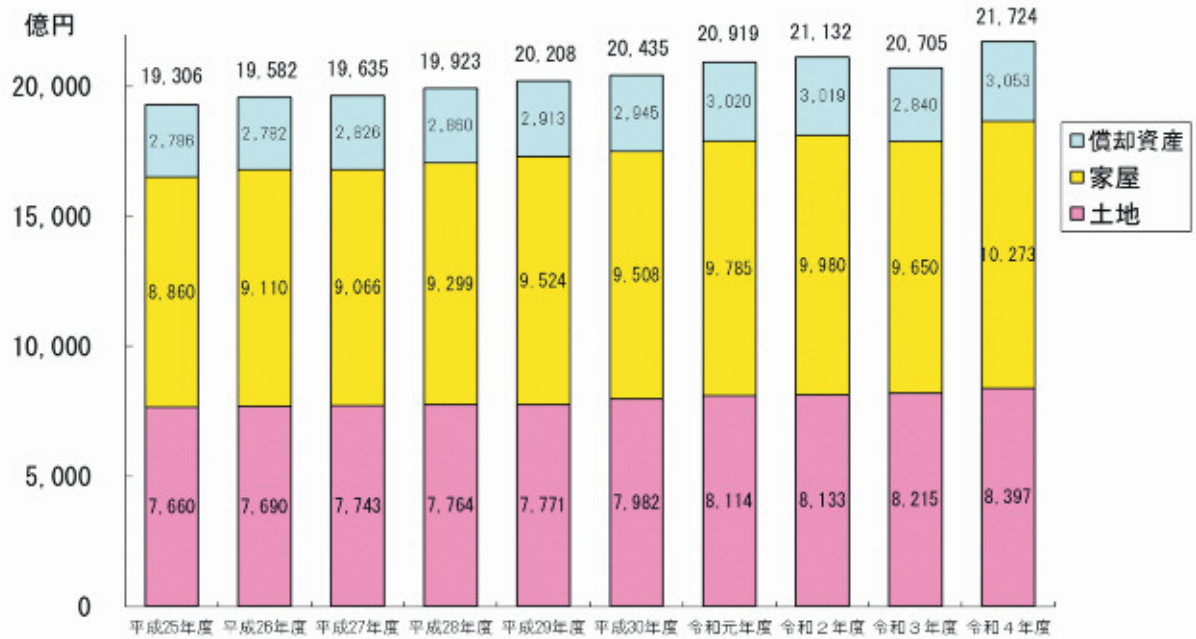


4 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。
- (2) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を抑制する措置が講じられたが、国の経済対策については、国税や国庫補助金などにより実施すべきであるため、今回の措置は令和4年度限りで確実に終了し、今後新たな負担軽減措置の創設等、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
- (3) 償却資産に対する固定資産税の制度は堅持すること。
- (4) 土地の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

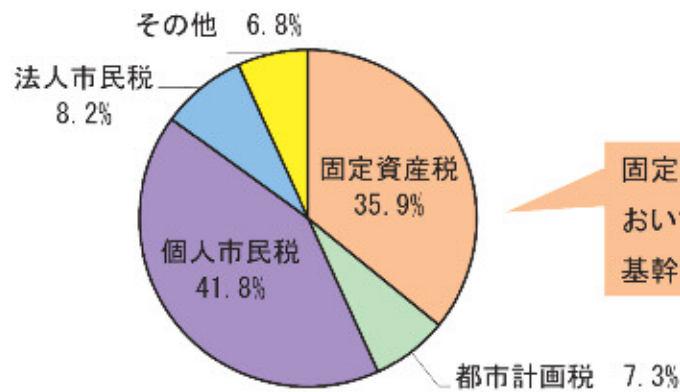
- (1) 固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目であるため、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図る必要がある。
- (2) 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられた。これはあくまで臨時かつ異例の措置であり、国の経済対策については、本来国税や国庫補助金などにより実施すべきであるため、今後期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。
- (3) 償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、市町村全体で約1兆8,000億円に上る貴重な安定財源となっている。その廃止・縮減を行うことは、市町村財政の根幹を揺るがすものであり、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源を奪うことにもなることから、本制度は堅持すべきである。
- (4) 土地の負担調整措置については、安定的な財源を確保しつつ、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、住宅用地と同様に商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収斂させる必要がある。

指定都市における固定資産税収の推移（平成25年度～令和4年度）



注1 平成25年度から令和2年度までは決算額、令和3年度及び令和4年度は各市の当初予算額による数値である。
 2 評価替え年度は、平成27、30、令和3年度である。

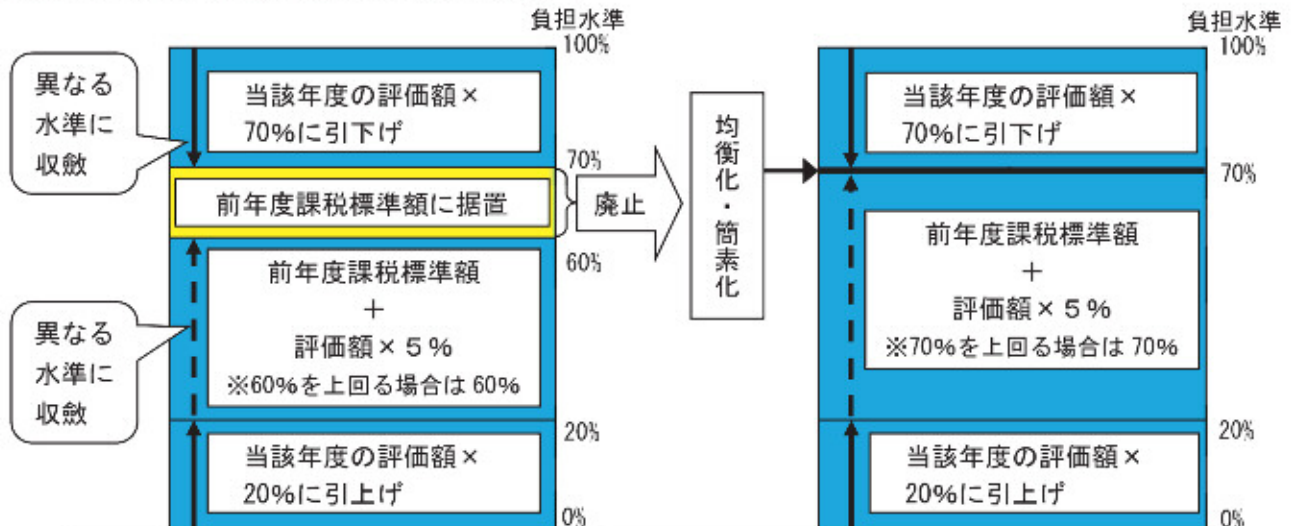
指定都市の市税収入に占める固定資産税の割合（令和2年度）



固定資産税は、市税収入において大きな割合を占める基幹税目である。

注 決算額による数値である。

【参考：負担調整措置の仕組み（商業地等）】



5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

特別とん税や法人市民税(均等割)等の定額で課税されている税目については、相当期間にわたって税率が据え置かれているものがある。

したがって、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準の推移等を勘案しつつ、適切な見直しを行う必要がある。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

特別とん税 昭和 39 年度から 59 年間据置

| 区分 | 税率 |
|-------------|--------|
| 入港ごと | 20 円/ト |
| 一時納付 (1 年分) | 60 円/ト |

注 特別とん税は国税だが、その収入の全額が開港所在市町村に譲与される。

法人市民税 (均等割) 昭和 59 年度から 39 年間据置

| 資本金等の額 | 従業者数 50 人以下 | 従業者数 50 人超 |
|---------|-------------|------------|
| 50 億円超 | 41 万円 | 300 万円 |
| 50 億円以下 | 41 万円 | 175 万円 |
| 10 億円以下 | 16 万円 | 40 万円 |
| 1 億円以下 | 13 万円 | 15 万円 |
| 1 千万円以下 | 5 万円 | 12 万円 |
| 公益法人など | 5 万円 | |

注 従業者数 50 人以下の額については、平成 6 年度に 1 万円引き上げられている。

事業所税 昭和 61 年度から 37 年間据置

| 区分 | 税率 |
|-----|----------------------|
| 資産割 | 600 円/m ² |

注 据置年数については、導入初年度を参入している。

個人市民税 平成 8 年度から 27 年間据置

| 区分 | 税率 |
|-----|---------|
| 均等割 | 3,000 円 |

注 平成 26 年度から令和 5 年度までは臨時特例により 3,500 円である。

6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、税負担の公平性や固定資産税の安定的確保を図る観点から、政策効果等を十分検証し、地方自治体の意見を十分に反映させた上で廃止・縮減も含めて抜本的に見直しを行うこと。

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、なお見直しが不十分な状況にある。

したがって、課税の均衡上適当でないものについて見直しを進めるとともに、主として国の施策により地方税に影響を及ぼすものなどについては、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

その際には、住宅ストックが量的に充足している現状などを踏まえて新築住宅に係る固定資産税の減額措置を見直すなど、特に、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、税負担の公平性、固定資産税の安定的確保や地方の自主性・自立性の確保を図る観点から、政策効果等を十分検証し、廃止・縮減も含めて抜本的な見直しを行う必要がある。また、見直しに当たっては指定都市を含めた地方自治体の意見を十分に反映させる必要がある。

地方税法における固定資産税・都市計画税の税負担軽減措置等による減収見込額
(令和2年度)

(単位：億円)

| | |
|------------------|--------|
| 減収見込額 | ▲2,459 |
| うち新築住宅に係る税額の減額措置 | ▲1,041 |

注 地方税法第758条第2項の規定に基づき国会に提出されている「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」を基に、固定資産税は税率1.4%、都市計画税は税率0.3%を用いて算出した減収見込額である。